

# 崇広中学校 2 年生 1 学期音楽科成績に係る事案の調査報告

令和 7 年 10 月 27 日  
成績書換えに係る調査検討委員会

## 1 事案の概要と経緯

1 学期末の三者懇談会を翌日に控えた 7 月 9 日の夜、懇談会の準備をしていた 2 年生担任等学年担当教員たちが、音楽科の成績について、期末テストの点数や昨年度の成績と照らし合わせる中で、「生徒や保護者に説明できない。」と感じた成績がありました。2 年生担任等学年担当教員たちは、「このままではクレームとなってしまい、対応できないのではないか。」と判断し、そのことを校長に相談しました。その際、音楽科担当者の説明を聞くこともせず、校長の指示により、担当者との相談もなく、期末テストの結果及び昨年度の成績をもとに、2 年生 136 人中 54 人の成績を書き換えるという改ざんを行い、翌日からの三者懇談会で生徒や保護者に説明し、終業式の日に配付しました。

成績を書き換えたことに対して、7 月 12 日に音楽科担当者から校長に申し立てがあり、校長から教育委員会に連絡がありました。

教育委員会としては、7 月 14 日以降に音楽科担当者と校長から聞き取りを行い、日々の授業等により生徒たちを指導し、期末テストだけでなく、実技や提出物等、様々な観点から評価を行った音楽科担当者のつけた成績が尊重されるものであり、昨年度の成績や期末テストの点数のみをもとに成績を書き換えるということはあってはならないことであると捉え、校長に厳しく指導を行うとともに、まずは音楽科担当者がつけた評価に戻し、該当の生徒と保護者に説明と謝罪を行うよう指示しました。

そして、8 月 8 日に緊急で臨時校（園）長会議を開催し、市内すべての校（園）長に問題点を共有し、再発防止に向けて以下の指示を行いました。

- ①音楽科担当者は、成績等の資料について提出期限より以前に提出をしていたにも関わらず、三者懇談会の前日の夜まで担任等の確認がきちんとなされておらず、急に慌てて対応を行ったことで、誤った判断につながったと考えられることから、成績等の提出については、余裕をもって期限を設定し、複数人による十分なチェックを行うこと、また特に根拠の説明が必要な部分については、事前に評価を行った教科担当者に必ず確認を行うこと。
- ②成績表は、基本的に終業式・修了式で生徒に配付されることが通例である（一部、3 年生の受検に際しては事前に伝えられることがある）が、崇広中学校では、これまでから三者懇談会で生徒や保護者に成績について説明を行っていたことから、今回もそうしなければならないという先入観も、三者懇談会前日の夜に何とかしなければならないと慌てて対応を行い、誤った判断につながったと考えられるこ

とから、何でも前例踏襲ではなく、必要に応じて変更するなど、管理職は柔軟に対応を判断すること。

③教員（特に実技を伴わない教科担当者）の中に評価について、定期テストを重要視する考え方があり、それぞれの教科の特性等への理解が足りない点があり、今回のように期末テストの点数が気になり、説明できないと判断したり、期末テストの点数をもとに評価の書換えを行った背景があるのではないかと考えられることから、学習評価の基本的な考え方について、令和元年6月に文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センターより公表されている『学校評価の在り方ハンドブック（小中学校編）』を各学校において再度確認すること。その上で、評価の基準について、年度初めに各学校・各教科において共通理解を全教職員で十分に図っておくことやそれに基づいて評価に必要な材料をそろえること、またシラバス等を使って、児童・生徒にも年度初めに評価について説明をしておくこと。

崇広中学校では、夏季休業中に該当の生徒と保護者に説明と謝罪のための家庭訪問を行い、一定の理解を得られたことを確認し、9月19日には全学年の保護者を対象に今回の事案の経緯の報告・謝罪と再発防止に向けた説明会を開催しました。

教育委員会では、9月26日に再度臨時校（園）長会議を開催し、その後の経緯の報告と8月に開催した臨時校（園）長会議での指示事項を徹底するよう指導を行いました。その中で、特に、指示事項の①について、成績処理のプロセスを明確化するために、具体的なスケジュールや役割等を示したマニュアルを各学校で早急に作成するよう改めて指示しました。また、各中学校においては、年度初めに示してあるシラバスに基づいて、評価の方法等について改めて生徒たちに説明するよう指示しました。

そして、市長の助言により、教育委員会事務局職員に法務統括監を加えて成績書換えに係る調査検討委員会を立ち上げ、評価の方法等の現状や評価の確認体制についての現状を把握するため、アンケート調査や聞き取り調査を実施しました。その後、5回にわたって検討委員会を開催し、その結果を分析し、今回の事案が起った問題点の検証を行いました。

## 2 アンケート調査及び聞き取り調査について

### （1）アンケート調査について

#### ①アンケートの目的

各教科における現在実際に行っている評価の方法等、実態を調査し、現状を把握する。

#### ②対象者

伊賀市内の中学校に勤務する普通学級での授業を行い、評価を行っているすべての教員（正規職員、常勤講師、非常勤講師）

#### ③アンケート実施方法

教科ごとに二次元コードを読み込み、アンケートに回答する。

一人で複数の教科を担当している場合は、教科ごとに回答する。

一人で複数の学校で担当している場合は、学校ごとに回答する。

調査期間は、10月1日（水）～10月6日（月）とする。

④アンケート調査項目

別紙（調査結果を含む）・・・資料4-1①・②、4-2

⑤アンケート調査の結果概要

別紙・・・資料2

（2）聞き取り調査について

①聞き取り調査の目的

崇広中学校における評価の方法や評価の確認体制について、実態を聞き取り、現状を把握する。

②対象者

崇広中学校2年生1学期音楽科担当

崇広中学校校長、教頭、2年生学年主任、2年生担任、2年生実技教科担当

③聞き取り調査の実施方法

法務統括監及び学校教育課職員による直接聞き取り

質問は、基本的に法務統括監が行う。学校教育課職員は、基本的に記録を行う。

調査は、10月10日（金）及び14日（火）に行う。

④聞き取り調査項目

主な聞き取り調査項目は、以下のとおりである。

- ・『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3つの観点についてそれぞれどのような項目で評価をつけているのか。

- ・その評価をつける統一した基準があるか。

- ・その項目の基準や割合は、それぞれどのように決めているのか。

- ・評価について、どのようなメンバーで話し合いがなされているのか。

- ・基準や割合について、指針のような形で市の教育委員会が決めるなどをどう思うか。

- ・その基準をもとに伊賀市で教科ごとに集まる会議があった方がよいか。

- ・評価をつける際に困っていることや難しいことは何か。

管理職（校長、教頭）のみへの聞き取り調査項目

- ・教科担当者から成績の提出後、三者懇談会までの日数は何日あるのか。

- ・提出された評価をどのようにチェック、検討するのか。何をもとに判断するのか。

- ・教科担当者から話を聞く機会や評価を検討する会議はないのか。

- ・そのような会議をすることは時間的に可能か。
- ・評価のチェックの組織的な体制はどうなっているのか。

#### ⑤聞き取り調査から見えてきたこと

- ・評価を行う際に用いる項目や割合などの基準が、教科によって違いがあるだけでなく、担当教師の判断に任せられていることが多い。統一したものはなく、校内の同一教科の担当者で相談することがあるが、実技を伴う教科については学校に一人という場合も多く、校内で相談することもできず、教科担当者ごとに違う。そのため、担当以外の教科については、どのように評価しているかわからない状態である。三者懇談会で「どのようにすればよくなりますか。」と聞かれことがあるが、正直答えられないで、教科担当者に確認している現状がある。評価の項目ごとの割合は、実技を伴わない教科は、定期テストの割合が比較的高く、実技を伴う教科は実技の割合も高めであるが、これも統一したものはなく、担当教員の判断で決めていることが多い。評価を行う際には、評価項目ごとに数値化して行っている教員が多いが、評価項目によっては、数値化が難しい項目もある。
- ・年度初めに校内の各教科の担当者会議は行っており、評価についてもシラバスや観点別評価をどのように行うか話し合ってはいるが、十分な共有ができているとは言えない。また、市内で統一した評価の基準がないため、学校間での差異が生じており、複数の学校で評価を行わなければならない者は、とまどいを感じている状況である。
- ・評価の項目や基準について、シラバス等を用いて生徒に伝えている教員もいるが、項目ごとの割合までは伝えていない。また、基準については、伝えていても口頭で伝えているのみである。
- ・伊賀市教育研究会の研究部会（教科ごとの教師の研修会）で評価や定期テストについて交流する部会もあるが、多くの部会で統一したものを決めているわけではない。どのような評価項目を活用するかは、話し合ったりもするが、項目ごとの割合までは話し合うことがない。研究部会そのものが、評価に特化した会議ではない。また、研究部会に参加しているのは、教諭と常勤講師のみであり、非常勤講師や再任用短時間勤務のものは参加していない。教諭や常勤講師の中にも担当教科の研究部会に参加せず、特別支援や研究課題に沿った部会に参加している者もいるが、話し合った内容などがそれぞれの中学校の教科担当者全体へ共有が図られていない中学校もある可能性がある。「市で教科ごとに担当者が集まり、評価について話し合う会議がある方がよい。」という声が多い。「教員の声を出す場を作ってほしい。」という声もあった。
- ・校内での評価の検討会議（評価後に確認やチェックを行う場）が持たれておらず、学年主任を中心にチェックが行われ、その後、教頭、校長へと一週間程度の期間に決裁が行われている。しかし、そのスケジュールもきちんと決めたものもなく、

マニュアル化されていない状態である。しかも、提出される資料（資料3）が、3つの観点のA B C評価と5段階の評定、定期テストの点数と「C」の観点別評価や「1」の評定をつけた場合の理由が書かれているのみで、チェックできるのは、観点別評価の結果から評定への換算が間違っていないかどうかの単純な確認しかない状態である。評価をつけた理由や根拠については、評価を行った教科担当者本人にしかわからず、チェックの段階で疑問に思ったことがあれば、聞くこともあるが、そうでなければ聞くことがなく、多くの場合、確認していない。教科担当者も「説明を求められれば答えるが、自分から説明する機会はあまりない。」と答えている。また、常勤雇用の教諭や講師については、チェックの段階でいつでも聞くことが可能であるが、非常勤講師の場合、授業のみの勤務であるため、十分話し合う時間がない現状がある。非常勤講師については、これだけではなく、定期テストの作成や採点、評価をつけるなどに必要な時間が十分確保されておらず、持ち帰り仕事が多く発生し、他の教職員とコミュニケーションを取れない現状がある。

- ・市の教育委員会が評価の項目や割合を決めることについては、「その方が評価をしやすくなり、生徒や保護者に判断基準を示しやすく、説明しやすい。」という声がある一方、「あまり細かい指針はそれに縛られことになってしまう。」という声もあった。
- ・評価を行う際には、できるだけ主觀が入らないよう、客観的に評価しようとしているが難しい項目もある。
- ・『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の評価が難しい。』と答える傾向が経験の浅い教員に多い。評価をつけた根拠について、説明責任が果たせるように教員は意識して評価を行っているが、経験の浅い教職の中には、不安に思いながら評価を行っている者もいる。

### 3 明らかとなった課題

#### ①統一した一定の評価の基準がないこと

今回の事案が発生した一つの要因として、評価を行う際の評価項目や割合などの市内で統一した一定の評価の基準（以下「統一基準」という。）がなく、各中学校で同一学年の教科担当者が相談することはあっても、基本的に教員が個々に基準を作つて行っているため、他教科だけでなく同一教科であっても学年が違えば、どのように評価が行われ、どうしてその評価となったのかの理由や根拠がわからないということが今回のアンケート調査や聞き取り調査から明らかとなりました。特に実技を伴う教科と実技を伴わない教科によって評価項目や割合などの基準が大きく異なることも明らかとなりました。そのため、自分たちの評価の基準で他の教科担当者の評価をチェックしてしまうこととなり、そのことに疑問を持つ結果となったと考えられます。そして、評価

について生徒や保護者に説明しなければならない三者懇談会を翌日に控えて、評価を行った教科担当者から理由や根拠の説明を聞くことなく、成績を書き換えるということに至ったのではないかと考えられます。また、年度初めに観点ごとの評価項目は示しているものの、それだけでなく割合や基準を示していないことが、担任が十分な説明ができないと判断した要因であると考えられます。

アンケート調査や聞き取り調査から、教員が生徒の評価を行う際に用いる評価項目やそれぞれの項目ごとの割合などの基準は、統一されたものがないため、そのことによって学校間、学年間、教員間で差異が生じていることも明らかとなりました。

現在、各学校が実施する学習評価については、平成29年に文部科学省より出されている小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に基づいて実施されています。評価の観点は、令和3年度より、これまでの「関心・意欲・態度」・「思考・判断・表現」・「技能」・「知識」の4観点（国語のみ5観点）から「知識・技能」・「思考・判断・表現」・「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に変更となりました。その際、文部科学省国立教育政策研究所から『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（資料1）が示されました。しかし、この中であくまでも評価の方法等については各学校が定めるとしており、県教育委員会や市教育委員会でも具体的な評価に関わる基準を示したものは作成していません。このことにより、評価は各学校、ひいては各教科担当者に任せされることとなり、現在のような状況になっています。特に経験の浅い教員は、不安な気持ちを抱えたまま評価を行っている現状も明らかとなりました。

伊賀市では、伊賀市教育研究会の研究部会（教科や研究課題ごとの教員の研修会）を年間8回実施しています。調査の結果、その際に、評価項目などの基準や定期テストについて交流する教科の部会もあるようですが、多くの部会で統一した基準を決めているわけではないことがわかりました。どのような評価項目を活用するかは、話し合ったりしている部会もありますが、項目ごとの割合までは話し合うことはありません。研究部会そのものが、評価に特化した会議ではなく、授業研究が中心の研修会だからです。また、この研究部会は、すべての教員が参加するものではなく、研究部会に参加しているのは、教諭と常勤講師のみであり、非常勤講師や再任用短時間勤務のものは参加していません。教諭や常勤講師の中にも担当教科の研究部会に参加せず、特別支援や研究課題に沿った部会に参加している者もいます。そのため、話し合った内容を必要に応じて、参加していない教員にも校内で共有している学校もありますが、せっかく話し合った内容などがそれぞれの学校の教科担当者全体へ共有が図られていない学校もあることもわかりました。

生徒や保護者に評価基準を十分示していないことが、アンケート調査より明らかとなっています。年度初めに「シラバス」をもとに各教科において、学習内容などの提示とともに、評価項目については、観点ごとに示している中学校、教員はほとんどですが、その際、具体的な観点ごとの評価項目の割合やA B Cの評価がつく基準までは示して

いない教員や示していても口頭でのみ伝えている教員も相当数いることが明らかとなりました。

#### 見えてきた問題点

- ・統一基準がないことにより、自分以外の教科担当者が、どのように評価を行い、どうしてその評価となったのかの理由や根拠がわからないという点
- ・統一基準がないことにより、学校間、学年間、教員間で異なっているという点
- ・生徒や保護者へ事前に評価基準が明示されていない点

#### ②評価のチェック体制が十分でないこと

今回の事案が発生したもう一つの要因として、教科担当者が提出した評価をチェックする体制が不十分であり、誰がどのように何をもってチェックするかの明確なルールがなかったことやチェックのための資料の不備があると考えられます。

まず、期末テストを実施してから三者懇談会実施までの期日が極めて短期間となっています。しかし、今回、教科担当者は提出期限よりも早く評価及び資料を提出しており、学年及び学校のチェック体制、担任への資料提供の時期、担任の確認時期に問題があったと考えられます。

一般的な事案に関する決裁ルートは、起案者から教頭、校長と回り、最終的に校長が決裁を行うというものです。成績に関しては、教科担当者から学年主任、教頭、校長というのが基本的な決裁ルートになると考えられます。今回もそのルートであったようですが、一次決裁者の学年主任は、教科担当者から提出された評価の観点別A B C評価、5段階評定に間違いがないか（評価が決まれば、それに基づいて評定が決まる）をチェックするとともに、他教科の評価等と比較して疑問がある場合のみ教科担当者に確認するという方法でチェックを行いました。その結果、一部の生徒の評価について教科担当者に確認を行ったのみでした。観点別評価に「C」の評価や「1」の評定がついている生徒には、理由を教科担当者に提出させていましたが、それ以外の生徒の評価については、教科担当者への理由の聞き取りや評価の根拠の確認などが行われていませんでした。聞き取り調査でも、「理由の説明を求められることはあまりない。」と答えている教員も多く、十分な確認作業ができていないのが現状です。このようなチェック体制では、観点別評価の結果から評定への換算が間違っていないかどうかの単純な確認しかできず、他教科との比較ぐらいしかチェックのしようがない状態であることがわかりました。生徒個々の評価をきちんと評価の根拠に基づいてチェックするシステムが必要であると考えられます。臨時校（園）長会議で、各学校長に指示したことと重なりますが、担任への資料提供の時期、担任の確認時期等の問題点を考えると、成績処理のプロセス、具体的なスケジュールや役割等が明確になっていなかつたと考えられます。

もう一つ、上述しましたが、評価をチェックするための必要な資料の不備も問題点と

考えられます。現在、教科担当者が学年主任に評価を提出する際に記載されている内容は、観点別A B C評価、5段階評定、定期テストの素点のみであり、それに三者懇談会用資料の観点別評価に「C」の評価や「1」の評定がついている生徒のみの評価の理由が記載されたもの（資料3）であり、これでは個々の生徒の評価について適正な評価かどうかを確認することは難しいと考えられます。適切な評価かどうかをチェックするためには、①で述べた教科の項目や割合などを示した評価基準を決裁者はもちろん全教員が共有しておくことと、生徒個々の評価の理由や根拠を示した資料を作成、提出させる必要があると考えられます。

見えてきた問題点

- ・チェック体制に不備がある点
- ・チェックを行うための資料に不備がある点

③非常勤講師の評価に係る時間が不足していること

非常勤講師は、授業を行うことを基本として、授業に対して8時間や9時間などの時間単位で県教育委員会が雇用し、勤務しています。特に中学校では、週当たりの授業時間数の少ない教科（実技を伴う教科が多い）は、正規教諭や常勤講師を配置するのが難しく、非常勤講師を配置しているケースが多くなっています。

非常勤講師については、聞き取り調査でも明らかなように、評価に関して説明を求めたりする機会がなかなか確保できない状況があるばかりでなく、定期テストの作成や採点、評価をつけるなどに必要な時間が十分確保されておらず、持ち帰り仕事が多く発生していたり、授業以外の事務作業や他の教職員とコミュニケーションを取る時間がなかったりしている現状があります。県の雇用のルールでは、定期テストの作成や採点、評価のための時間は勤務時間内での業務が認められていますが、そのための時間が十分確保できていないのが現状です。

また、非常勤講師は出張ができないため、①で述べた伊賀市教育研究会の研究部会にも参加することができません。本人が希望すれば参加は可能ですが、給与や旅費は支払われません。従って、例え伊賀市として評価に関する教科ごとの会議を設定して統一基準を作成するにしても、今の状況では参加できないため、参加できるような手立てが必要となります。

このような状況の中、教職員間の十分なコミュニケーションを取る時間を勤務時間内に設けられず、十分な意思疎通を図ることができなかつたことも今回の一因であると考えられます。また、正規教諭や常勤講師は教職調整額の支給によって時間外勤務が減ってはいるものの常態化している現状があり、今回の事案も時間外の勤務中にしか担任等が成績について確認できず、教科担当者にも時間外の対応を求める結果となってしまったのではないかと考えられます。

### 見えてきた問題点

- ・非常勤講師の評価に関わる時間が十分でない点
- ・普段からコミュニケーションの時間が取れない点

## 4 課題解決に向けた改善案

3で整理をした課題の改善に向けて教育委員会として、法務統括監の意見書も踏まえ、改善案を以下のように整理しました。

### ①市としての統一した一定の評価の基準の作成

文部科学省国立教育政策研究所から示されている『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（資料1）において、評価の方法等については各学校が定めるとされており、これまで市教育委員会が評価の基準等の作成は行っていませんでした。その結果、アンケート調査の結果からも明らかなように、同一中学校内の教科担当者や同一学年を担当する教科担当者の間での相談は行っている中学校もあるものの、基本的には担当する教員によって評価の項目、その割合、さらにABC評価をつける際の基準等に差異が生じている状況があります。教科担当者が一人しかいない場合は相談もできないことや経験の少ない教員の中には不安な思いを抱えたまま評価を行っている者もいることなどを考えると、市として一定の枠組みを示し、教員が評価を安心して行えるようにすることが必要であると考えます。そのことが、どの学校に通う生徒にも公平な基準で評価が行われることにもなり、学校間の不公平も是正することができると考えます。しかし、実際に授業を行うのはそれぞれの教科担当者であり、それぞれの教科担当者が全く同じ授業を行っているわけではありません。評価項目についても、教科担当者が授業で様々な工夫を行って実施したものを見ていますので、すべてを統一してしまうことも教科担当者の個性を失ってしまうことにつながりかねません。聞き取り調査でも「一定の基準がある方が評価しやすくなる。」という声が聞かれた一方で、「あまり細かい基準はそれに縛られてしまう。」という声もありました。

これらのこと踏まえ、教育委員会としては、教育委員会内に「伊賀市立学校の生徒に係る成績評価基準検討委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）（資料5）を設置し、まず、実技を伴う教科と実技を伴わない教科にわけて、一定の大枠を示した指針を今年度中に作成します。その中で、観点別の評価に用いる項目の例やそれぞれの項目ごとの割合の例、またABC評価をつける際の基準の例を示します。これは、教科ごとに観点別の評価に用いる項目やそれぞれの項目の割合、またABC評価をつける際の基準が異なることが、アンケート調査でわかっていることや聞き取り調査で「あまり細かい基準はそれに縛られてしまう。」という声もあったことから、あくまでも大枠を示す形にしたいと考えています。その後に、「委員会」に設置する教科ごとの「教科部会」を今年度中に開催し、観点別の評価に用いる項目やそれぞれの項目の割合、またABC評価

をつける際の基準を検討させ、「統一基準」を作成します。そして、作成した教科ごとの「統一基準」を教育委員会が集約し、各中学校に通知します。各中学校の教科担当者は、この「統一基準」をもとに、4月以降、評価を行えるようにします。なお、この「教科部会」は毎年1～2月に開催し、変更等の確認や各中学校で開催される「連携会議」での意見等の検討を行い、各教科で確認された「統一基準」を教育委員会が集約し、各中学校へ毎年通知するものとします。聞き取り調査で「教職員の意見を出せる場が欲しい。」という声もあったことから、この「教科部会」には、市内でそれぞれの教科を担当するすべての教員を「教科部会」の構成員として招集し、様々な意見を出してもらいうながら、教科ごとの「統一基準」を作成できるようにしたいと考えています。(この「教科部会」への非常勤講師の参加方法等については、後述します。) そして、最終的な評価の基準は、この「統一基準」に、一部、各中学校や教員個々の授業で用いるなどしている評価項目も取り入れられるように配慮したいと考えています。また、実際の評価を行うにあたっては、より客観的に行うため評価項目ごとに数値化して示すものとします。ただ、項目によっては数値化が難しいものもあるため、どのように数値化するかについては、この「教科部会」において教員の意見をもとに検討し、市内統一化を図ります。

教育委員会が通知した各教科の「統一基準」及び作成された各中学校の評価基準については、自分の担当する教科以外についても理解を深められるよう、毎年、年度初めに各中学校において職員会議や校内研修などの場を通して、すべての教員に共有を図ります。

各中学校では、年度初めに教科ごと、学年ごとに「シラバス」を作成し、それをもとにそれぞれの教科の1年間の学習内容や授業の進め方などを生徒には文書及び口頭で、保護者には文書で提示しています。その中で、観点ごとの評価項目や達成目標も示しています。中には、具体的な観点ごとの評価項目の割合やABC評価をつける際の基準を口頭で生徒に伝えている教科担当者もいますが、ほとんどの教科担当者がそこまでは示していないのが現状です。来年度以降については、年度初めに示す「シラバス」に現在記載している内容に、具体的な観点ごとの評価項目の割合やABCの評価がつく基準を追加で記載し、生徒や保護者に文書で提示するよう変更します。生徒には、これまで同様に年度初めに口頭でもきちんと伝えるようにします。このことにより、生徒自身がそれぞれの教科ごとに何を努力すればよいのか明確になり、授業や定期テストなどの取組もしやすくなると考えられます。また、学期末・学年末に評価を伝えられる際にも、わかりやすくなると考えます。この「シラバス」についても、「教科部会」で検討し、一定市内で統一化を図ります。

## ②チェック体制の確立

期末テストを実施してから三者懇談会実施までの期日が極めて短期間となっていま

す。しかし、どの中学校においても期末テストの時期や三者懇談会の時期はよく似たものであり、その他の行事等も関係してくるため、この期間を延ばすことは非常に難しいと考えられます。従って、限られた期間の中で、効率的かつ正確に評価を行い、チェックを行うことができる体制を整備しなければなりません。また、現状では、チェックを行うための資料がA B Cでつけられる観点別評価と5段階でつけられる評定の一覧と定期テストの素点、観点別評価に「C」の評価や「1」の評定がついている生徒のみの評価の理由が記載されたもののみしかない学校が多いと考えられます。教科担当者によつては、上記以外の生徒についても、評価の理由や根拠を記載して資料を提出しているようです。しかし、学校によっても違いはあると思われますが、そこまでの記載は求められていないことが多いと考えられます。このような現状では、学年主任をはじめ、教頭、校長がチェックを行つても、観点別評価の結果から評定への換算が間違つていなかどうかの単純な確認しかできず、他教科との比較ぐらいしかチェックのしようがない状態であり、これでは個々の生徒の評価について適正な評価かどうかを確認することは難しい現状です。

これらのことと踏まえ、教育委員会としては、成績処理のプロセス、具体的なスケジュールや役割等を明確にしたマニュアルが各学校できちんと整備されたかどうかを確認します（臨時校（園）長会議で指示済み）。その上で、短期間でのタイトなスケジュールではあるものの、評価を行う教科担当者やチェックを行う決裁者が無理なく役割を果たせる時間が確保されているかをチェックし、必要があれば各学校に見直し等を指示します。

改善案①で示した、「統一基準」を作成することにより、これまでより教科担当者の負担が緩和されると考えています。

次に、提出された評価のチェックについても短期間で行う必要があるとともに、個々の生徒の評価について適正な評価かどうかを判断するために、改善案①で示した「委員会」に学校ごとに「連携会議」を設置します。この「連携会議」は、学年ごとに開催し、校長・教頭のほか該当学年の学年主任、学級担任及び該当学年のすべての教科担当者で構成し、該当学年の生徒について教科ごとに担当者が評価を行つた根拠や理由を教科担当者から説明し、検証を行うものとします。この際、改善案①で示した「教科部会」において作成され、教育委員会が通知した「統一基準」が守られていることを確認するとともに、この基準に対する意見等があれば、年度末の「教科部会」に報告するものとします。この「連携会議」は、評価を行う学期末・学年末には必ず開催し、これまでより、より適正なチェックを行います。このことにより、チェックを多くの構成員で行うことができ、決裁者がそれぞれ一人で行う必要がなくなり時間的にも短縮できるものと考えます。なお、この「連携会議」を適正に行うためにも、すべての教員に改善案①で示した教育委員会が通知した各教科の統一基準及びそれをもとに各学校で作成された評価基準の共有が図られていることが必要となります。さらに、「連携会議」での検

証をスムーズに、また適正に行うために、教科担当者が、事前に、評価を行った理由や根拠がわかる資料（成績評価表）（別表参考）を作成し、校長に提出します。この資料は、これまでのような観点別評価に「C」の評価や「1」の評定がついている生徒のみではなく、すべての生徒について評価を行った理由や根拠を記載したものとします。この資料については、市内の複数の中学校で教科を担当している教員もいることから、統一した様式を教育委員会で作成します。この資料を活用して担任が生徒や保護者への説明や指導を明確に行えるようになると考えます。

### ③情報共有をすべての教職員に行うための体制づくり（非常勤講師の勤務条件の改善）

非常勤講師の勤務状況については、3の③に示したように、基本的に授業時間に対して必要な時間を県教育委員会が雇用する形となっており、授業の準備や定期テストの作成・採点、評価をつけるなどに必要な時間が十分確保されておらず、持ち帰り仕事が多く発生している現状があります。また、授業以外の事務作業や他の教職員とのコミュニケーションの時間もなかなか取れない現状があります。このような状況のままでは、改善案①や②に示した会議を開催しても、県で定められた業務ではないため、非常勤講師は参加できません。

これらのこと踏まえ、教育委員会としては、まず、定期テストの作成や採点、評価のための時間などは、非常勤講師の業務として認められており、勤務時間内に行うことができるため、このことを校長に改めて周知し、きちんと非常勤講師が必要とする時間を確保するよう徹底します。しかし、週当たりの勤務時間を大きく変更することはできませんし、当然、授業のための時間も確保しなければなりませんので、年度初めに非常勤講師と年間の授業計画を確認し合い、あらかじめ大枠の年間の勤務スケジュールを作成するよう、校長に指導します。

また、改善案①において示した、「統一基準」を検討・作成するための「教科部会」や改善案②において示した、「連携会議」には、非常勤講師も参加し、意見を述べたり説明を行ったりする必要があります。しかし、これらの会議への参加は、県が認める非常勤講師の業務には当たらないため、非常勤講師がこれらの会議に参加した時間に係る報償や会議への参加に係る旅費については、伊賀市が支払うものとします。その際、これらの会議に参加した時間に係る報償については、県教育委員会が非常勤講師に支払っている時給単価を参考に決定します。

以上、3点を改善案とします。

### 参考資料

- 1 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（令和2年3月文部科学省

（国立教育政策研究所教育課程研究センター）

- 2 各教科における評価の実態に関するアンケート結果概要
  - 3 評定決定のための3段階評価の一覧表（サンプル）
  - 4-1-① 各教科における評価の実態に関するアンケート各教科集計（5教科）
  - 4-1-② 各教科における評価の実態に関するアンケート各教科集計（技能教科）
  - 4-2 各教科における評価の実態に関するアンケート各教科集計
  - 5 伊賀市立中学校の生徒に係る成績評価基準検討員会設置要綱（案）
- 別表 成績評価表（案）